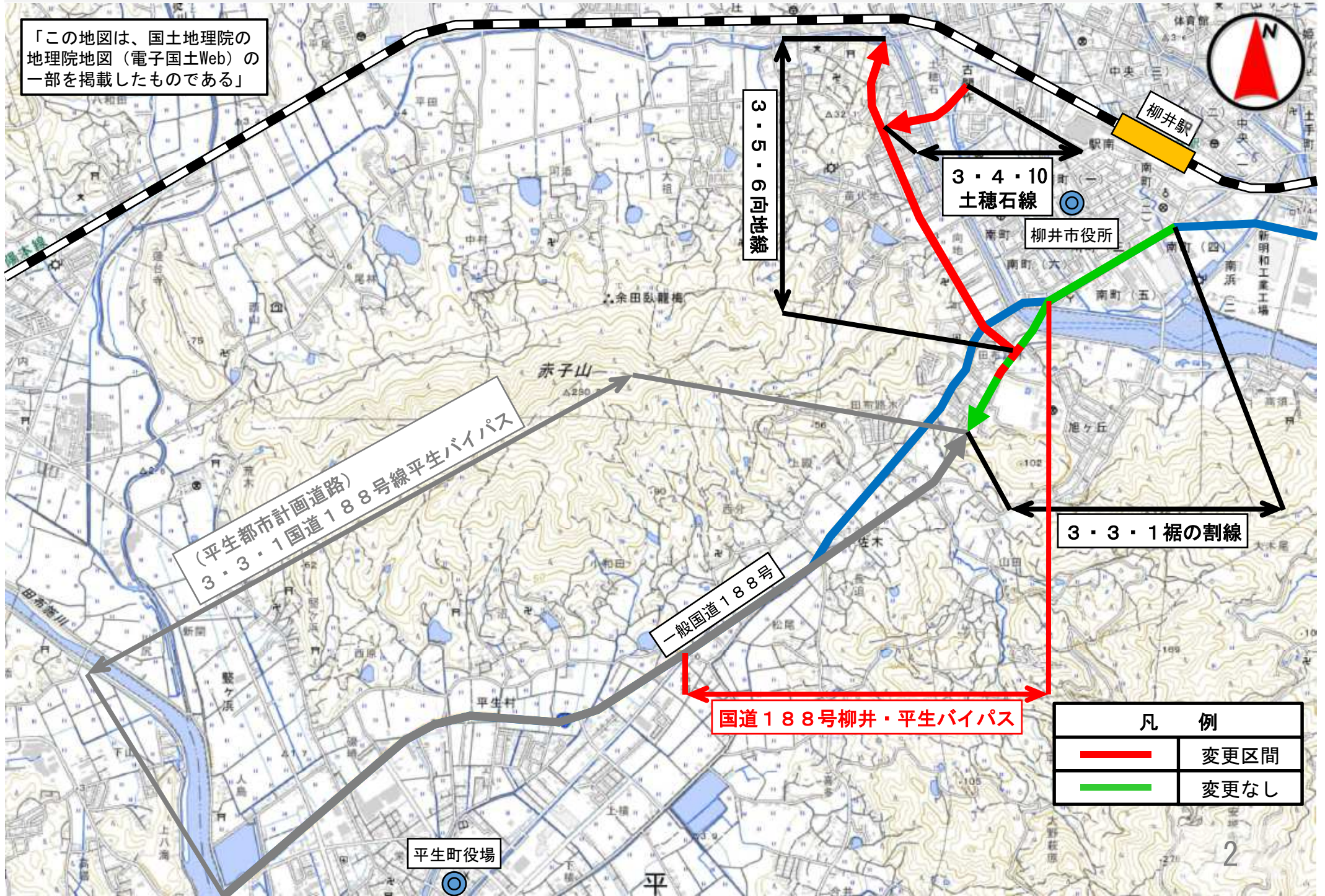
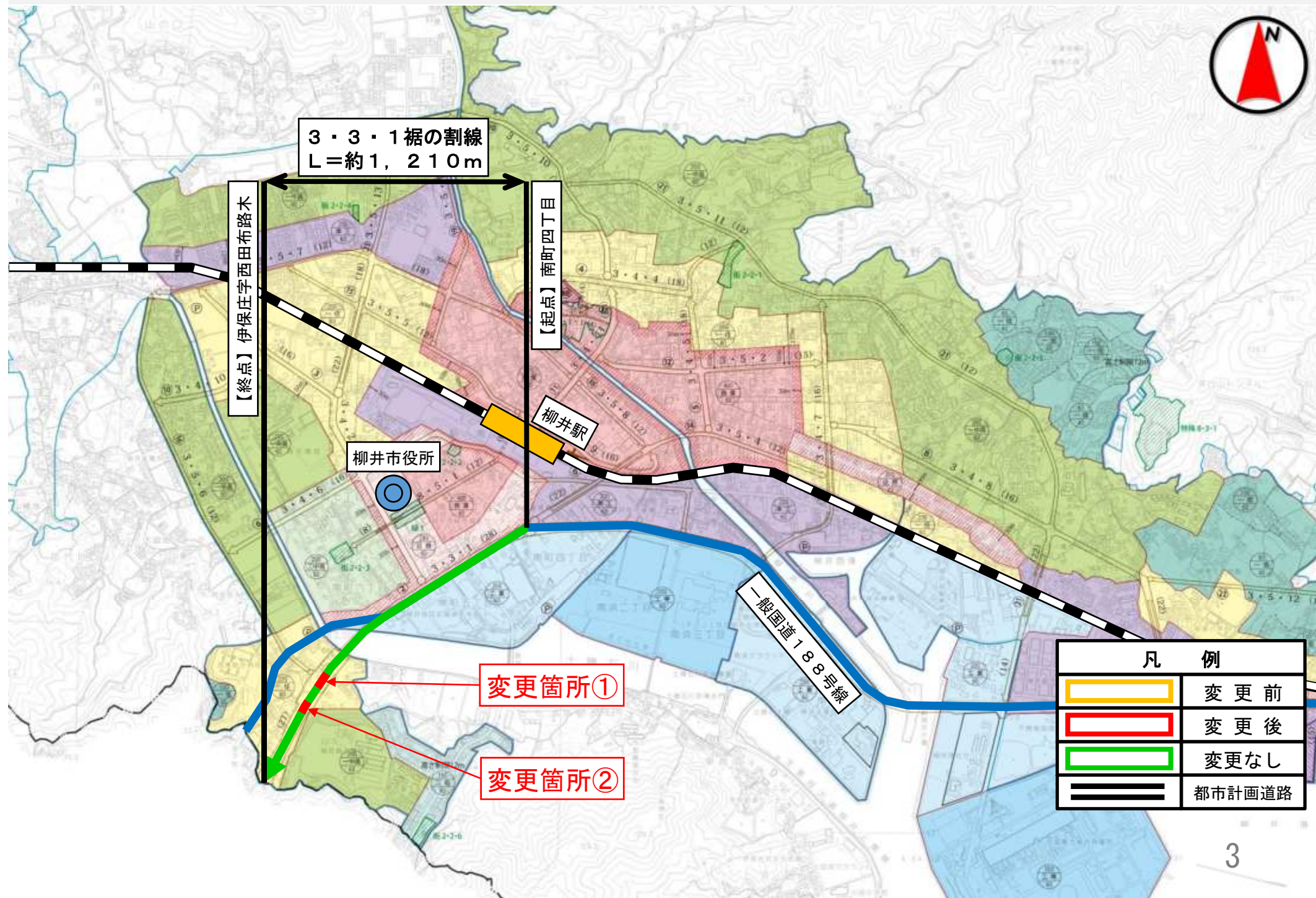


柳井都市計画道路の 変更について

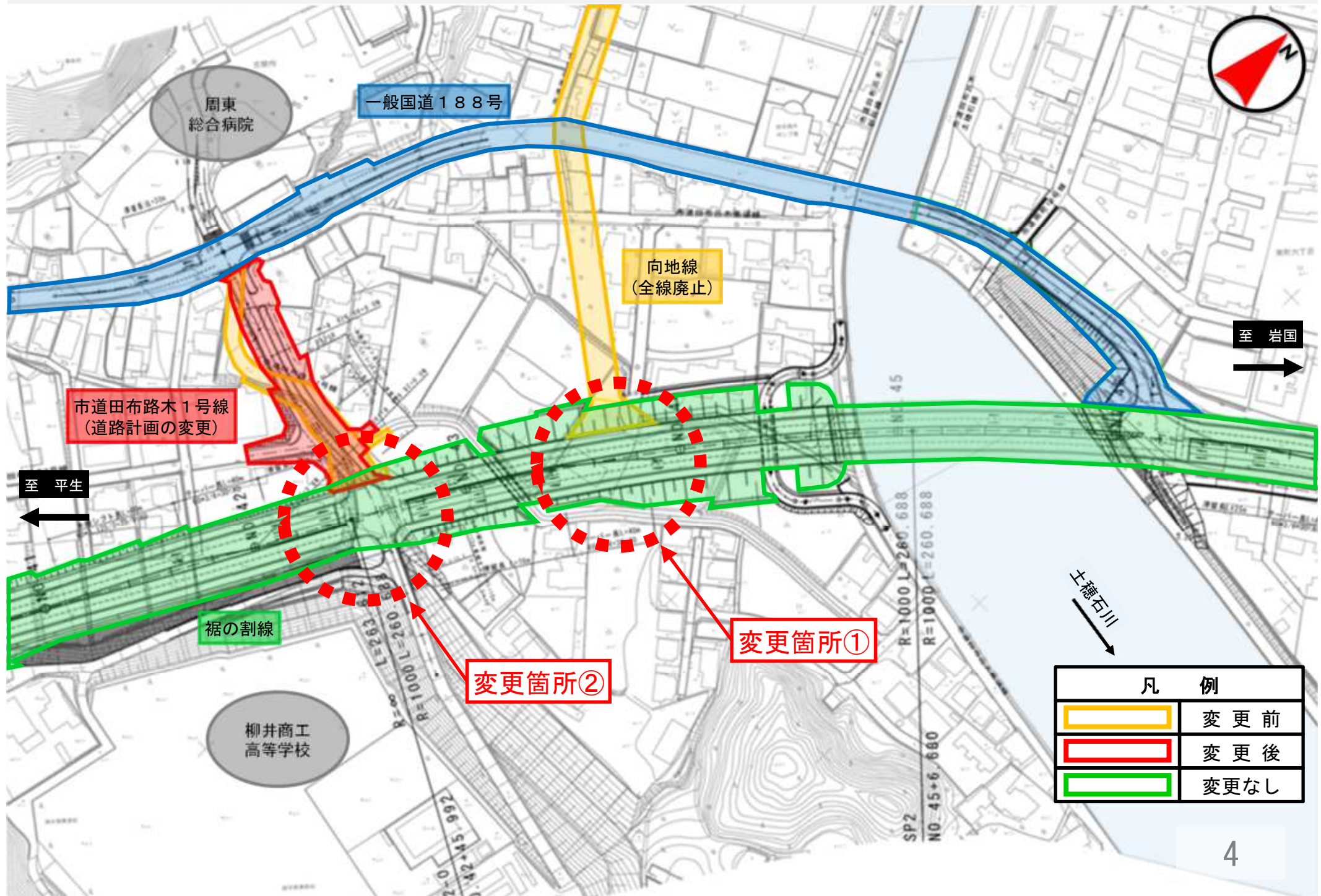
位置図



裾の割線 位置図

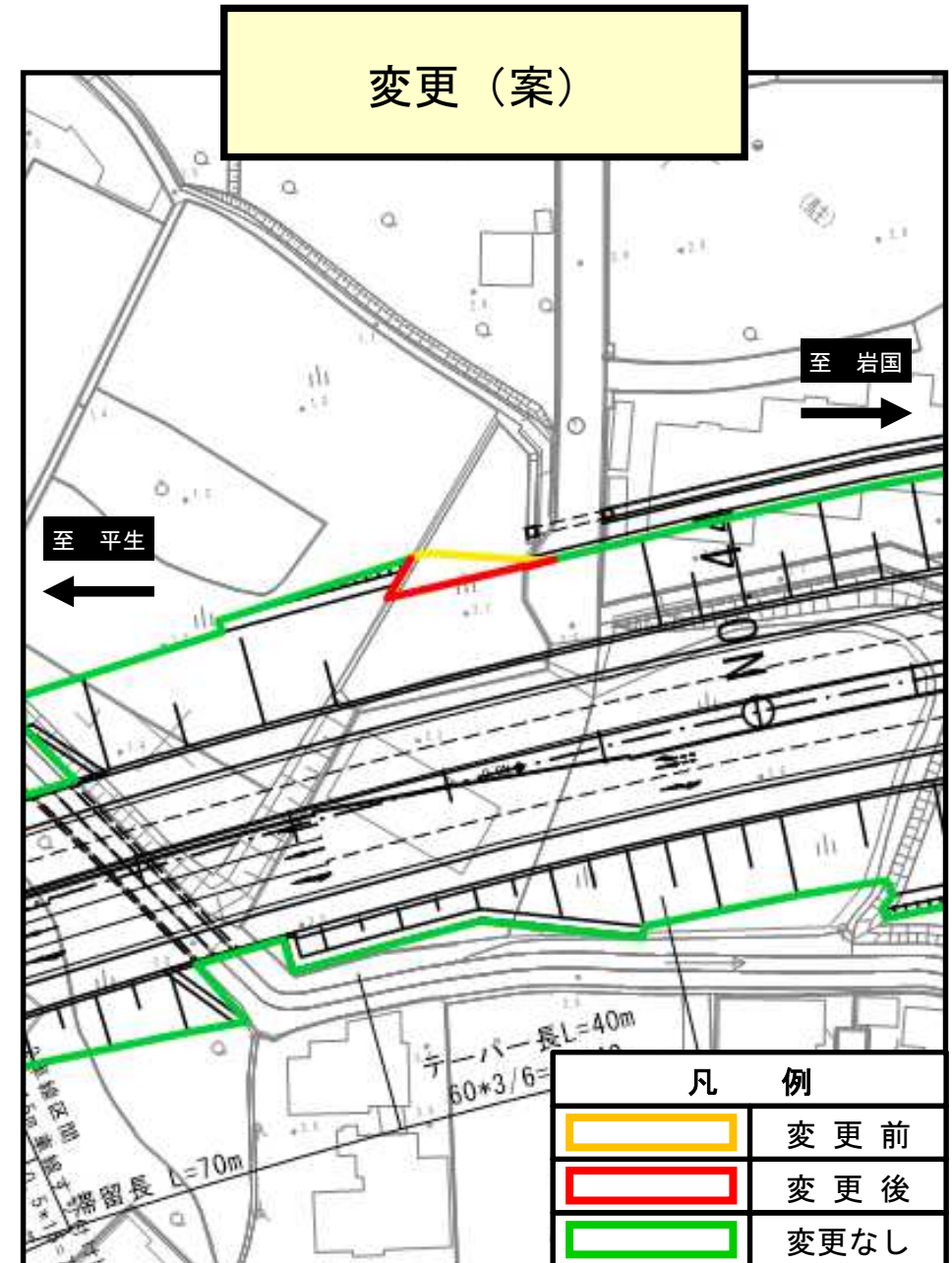
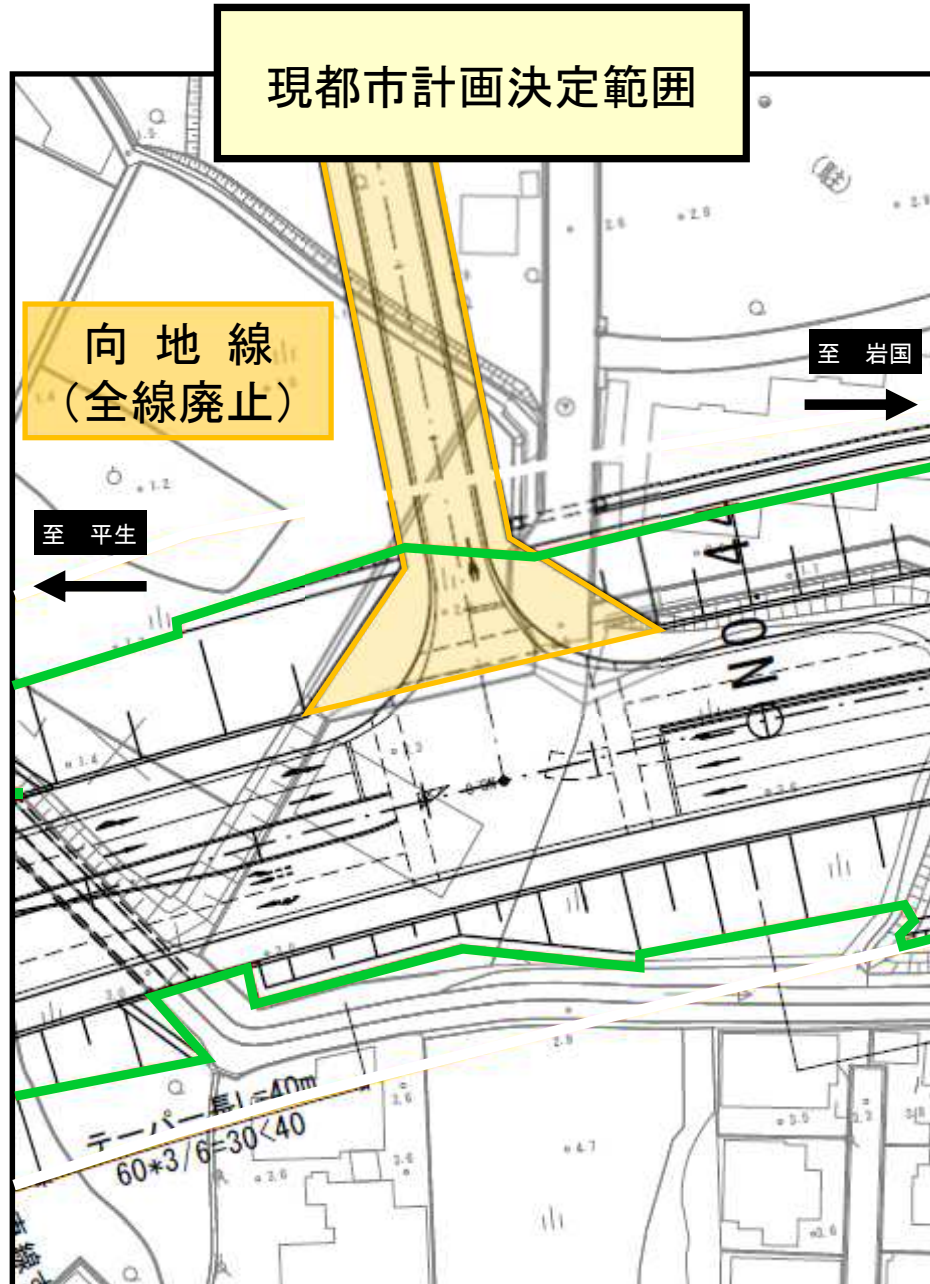


裾の割線 変更箇所



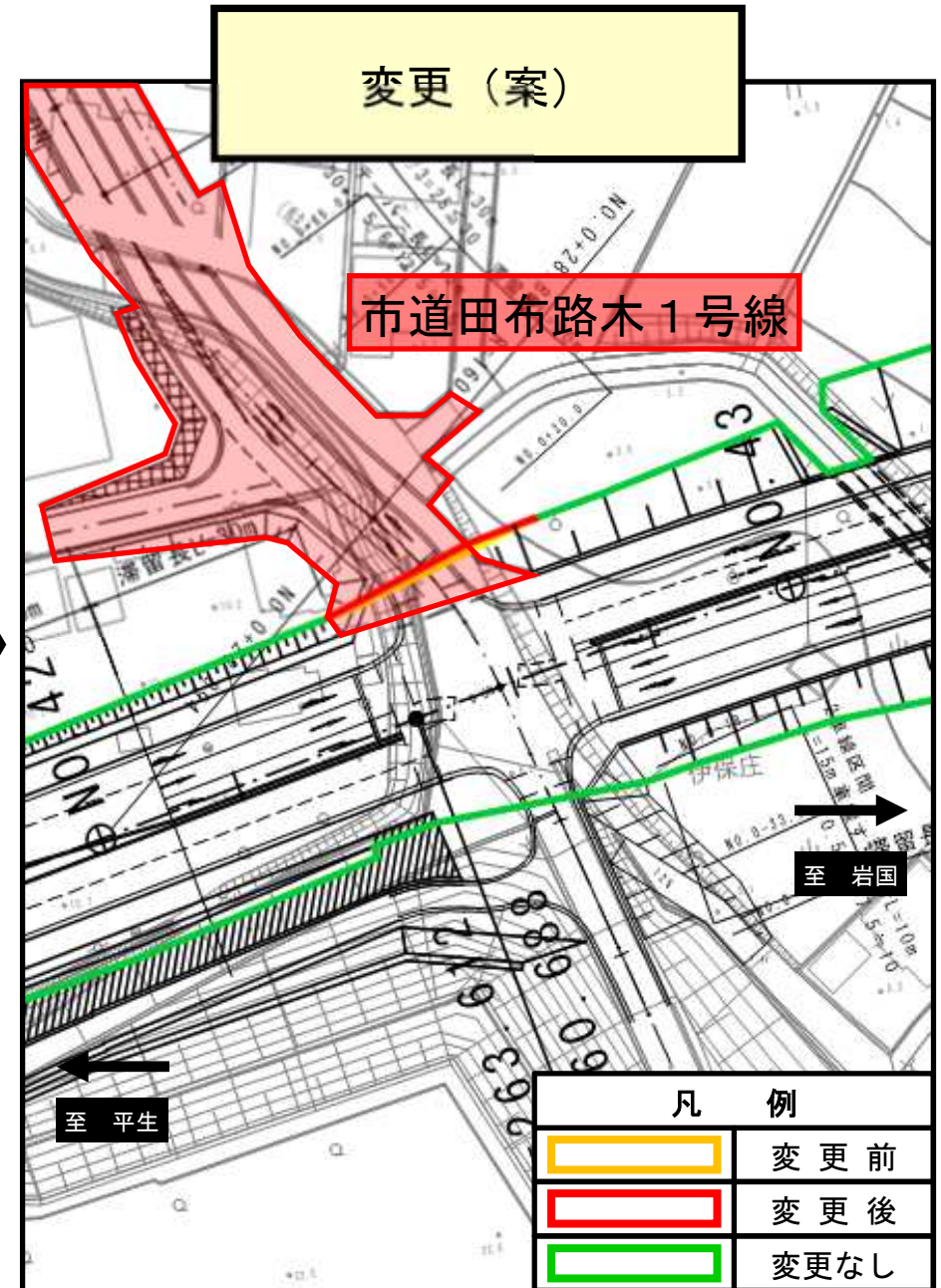
裾の割線

変更箇所①



向地線の廃止に伴い、交差点部分を変更

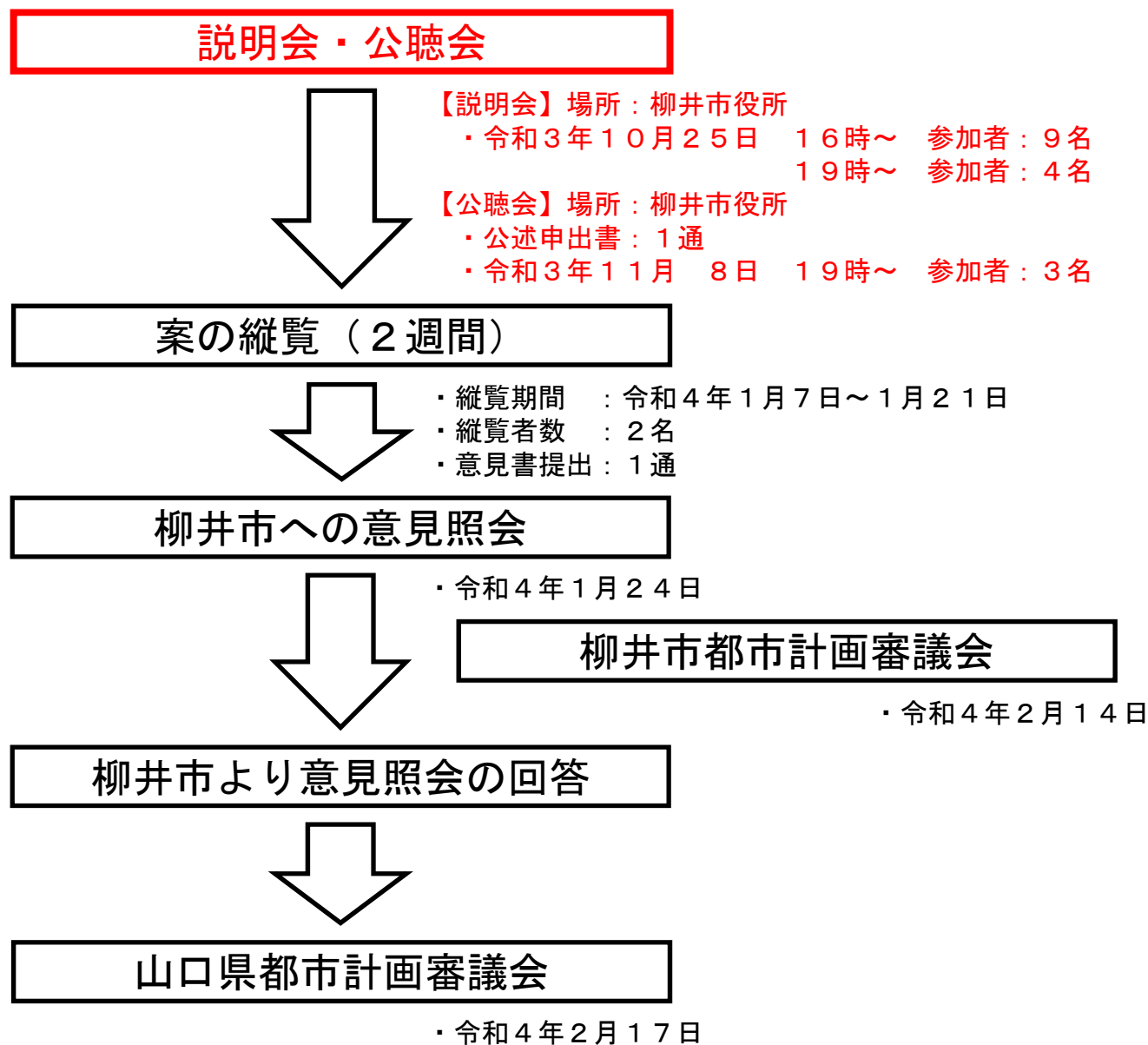
裾の割線 変更箇所②



市道田布路木1号線の道路計画の変更に伴い、交差点部分を変更

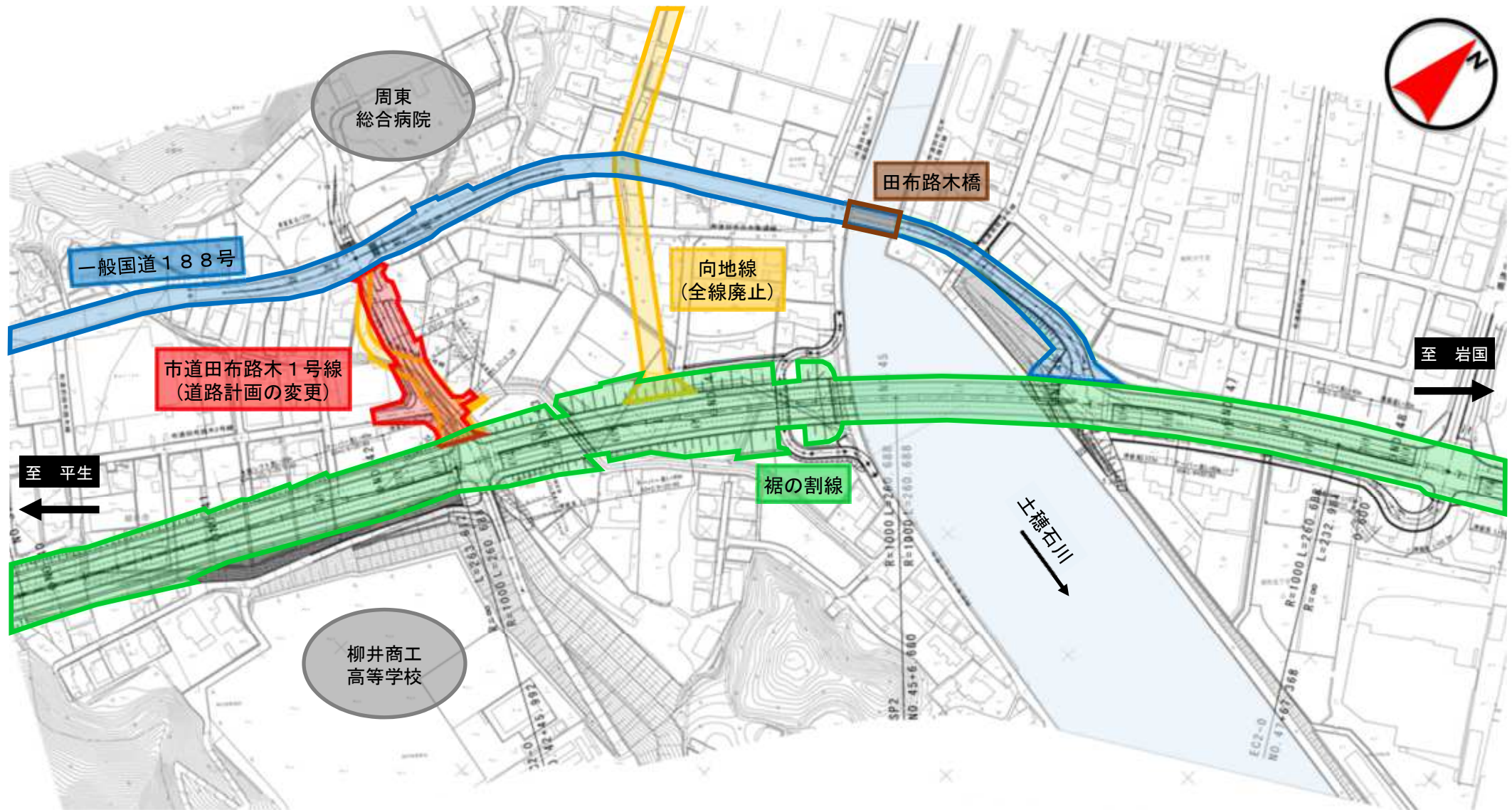
裾の割線 新旧対照表

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3・3・1	裾の割線	柳井市 南四丁目	柳井市 伊保庄 字西田布路木	柳井市 南五丁目	約 1,210m	地表式	4車線	23.25m	幹線街路と平面交差 3 箇所	
		幅員の内訳		23.25m			約 840m					
				28m			約 370m					
新	幹線街路	3・3・1	裾の割線	柳井市 南四丁目	柳井市 伊保庄 字西田布路木	柳井市 南五丁目	約 1,210m	地表式	4車線	23.25m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
		幅員の内訳		23.25m			約 840m					
				28m			約 370m					



裾の割線

公述の要旨と県の考え方



裾の割線 公述の要旨と県の考え方

■裾の割線の計画に関すること

公述の要旨

- ① 田布路木橋が架け替えられる場合、市道田布路木 1 号線の改良は必要ない考える。
ついては、裾の割線と市道田布路木 1 号線との交差点は、都市計画決定の変更をする必要はない。
- ② 田布路木橋が撤去される場合、裾の割線と一般国道 1 8 8 号を接続する区間の向地線は当初計画通り整備するべきと考える。
ついては、都市計画決定の変更をする必要はない。

裾の割線 公述の要旨と県の考え方

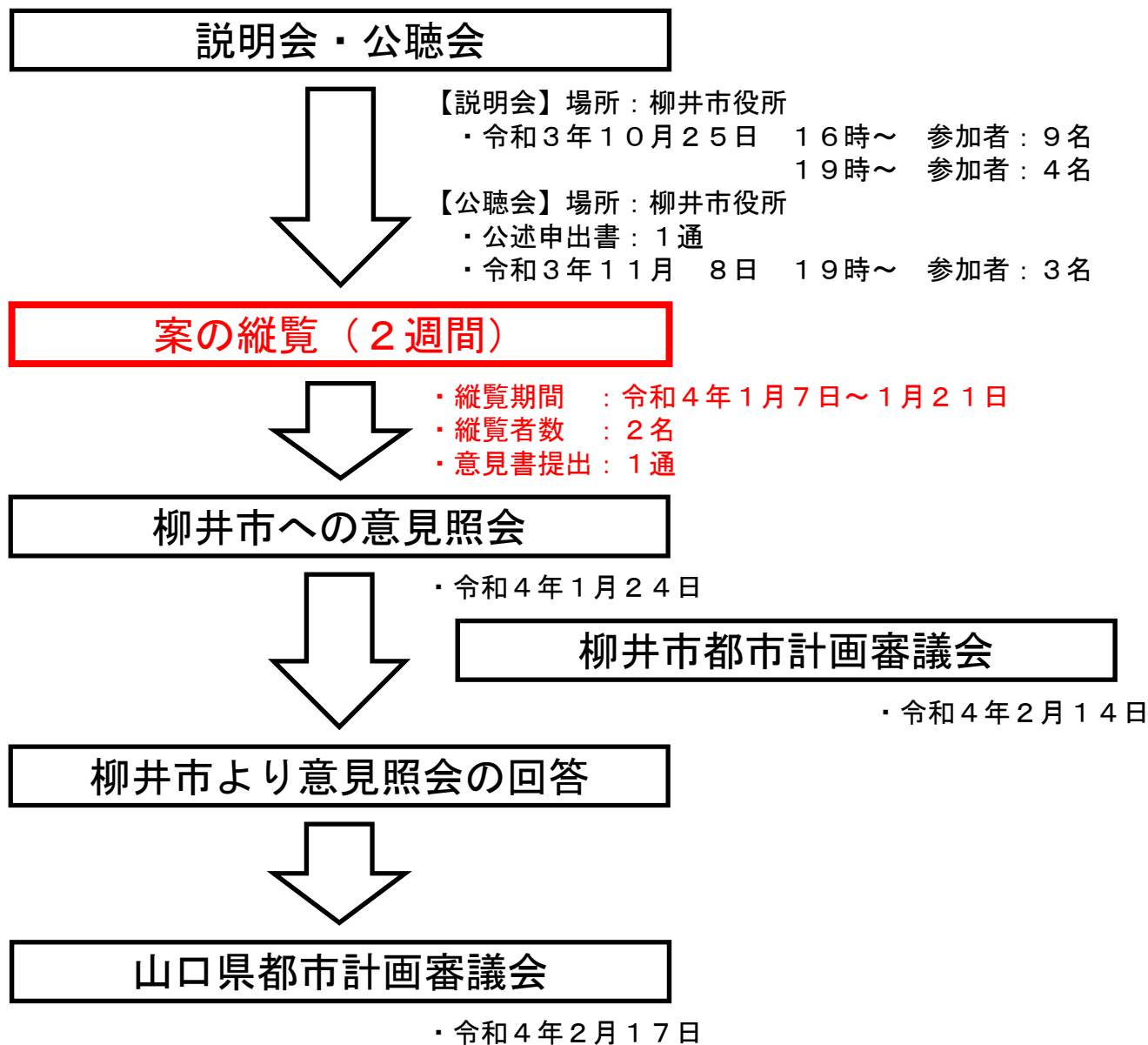
■裾の割線の計画に関すること

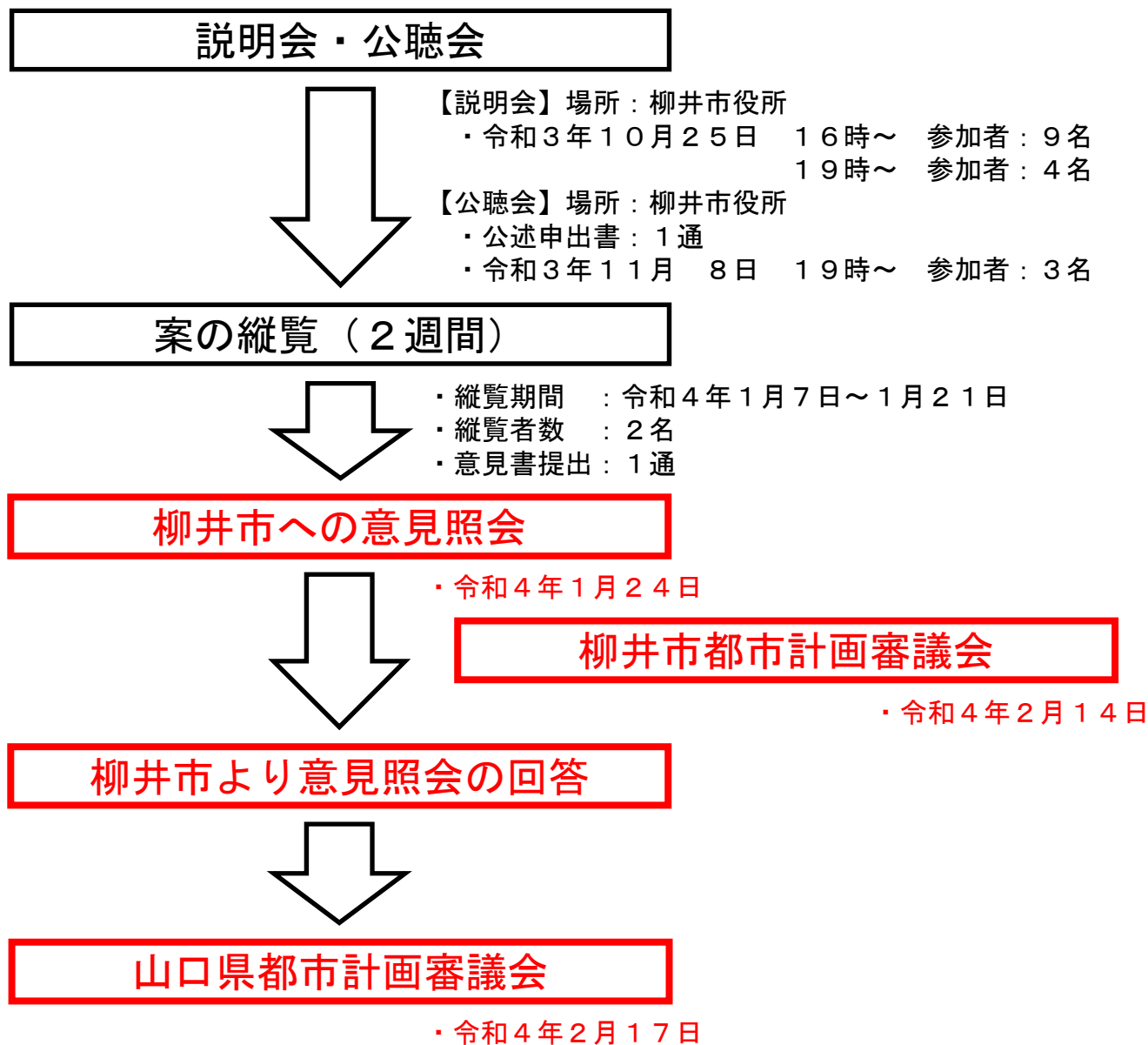
県の考え方

①② **田布路木橋については、**令和元年8月に国土交通省、県、柳井市、平生町の4者で開催した「第3回柳井・平生地域における道路整備に関する勉強会」において、**架け替える方針となっています。**

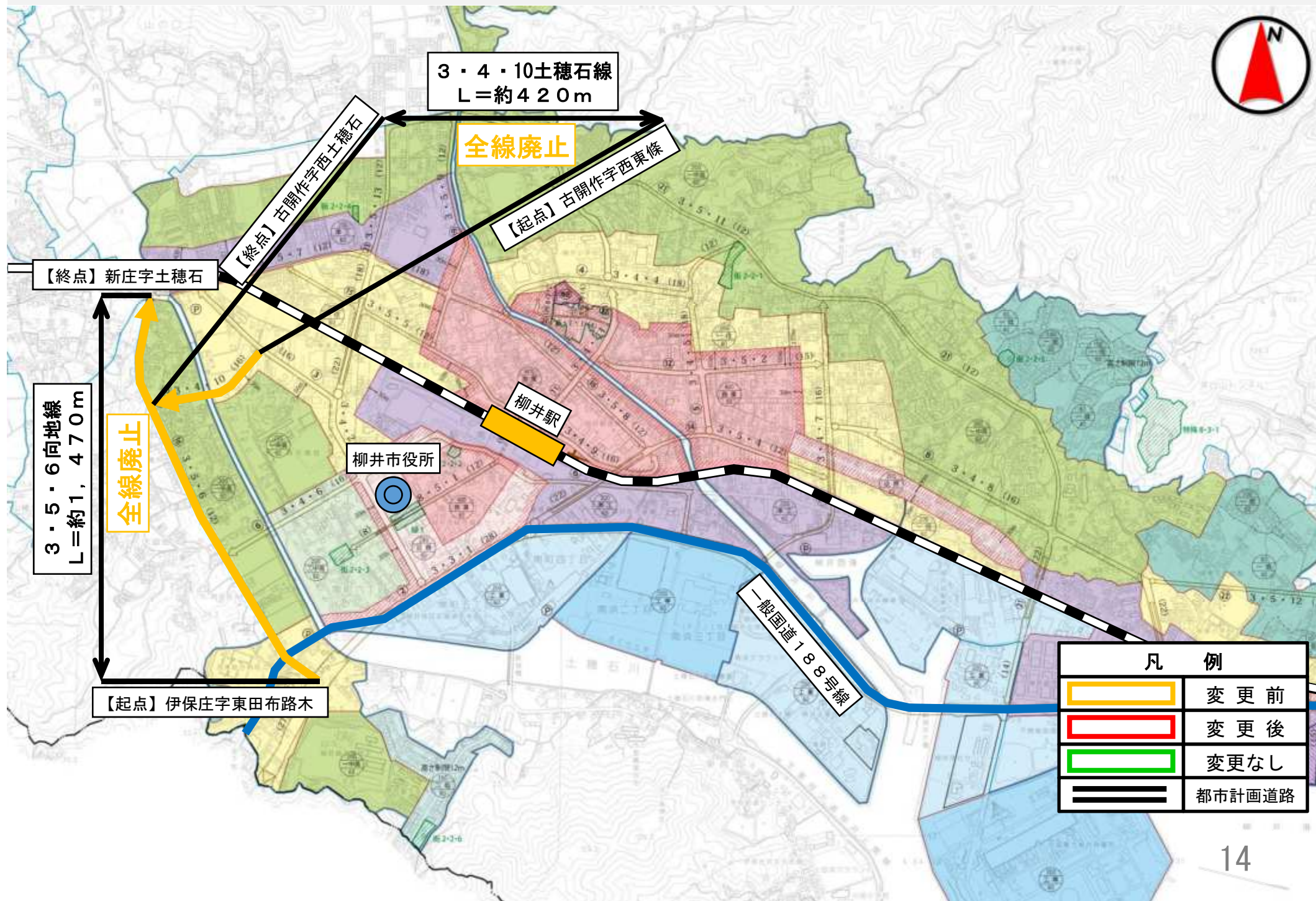
また、**市道田布路木1号線については、**都市計画道路裾の割線及び一般国道188号から周東総合病院や柳井商工高等学校へのアクセス道路であることから、**道路管理者である柳井市において、当路線の道路改良が必要であると判断されています。**

このため、裾の割線については、田布路木1号線との交差点形状が変更されることから、都市計画決定の変更が必要であると考えています。

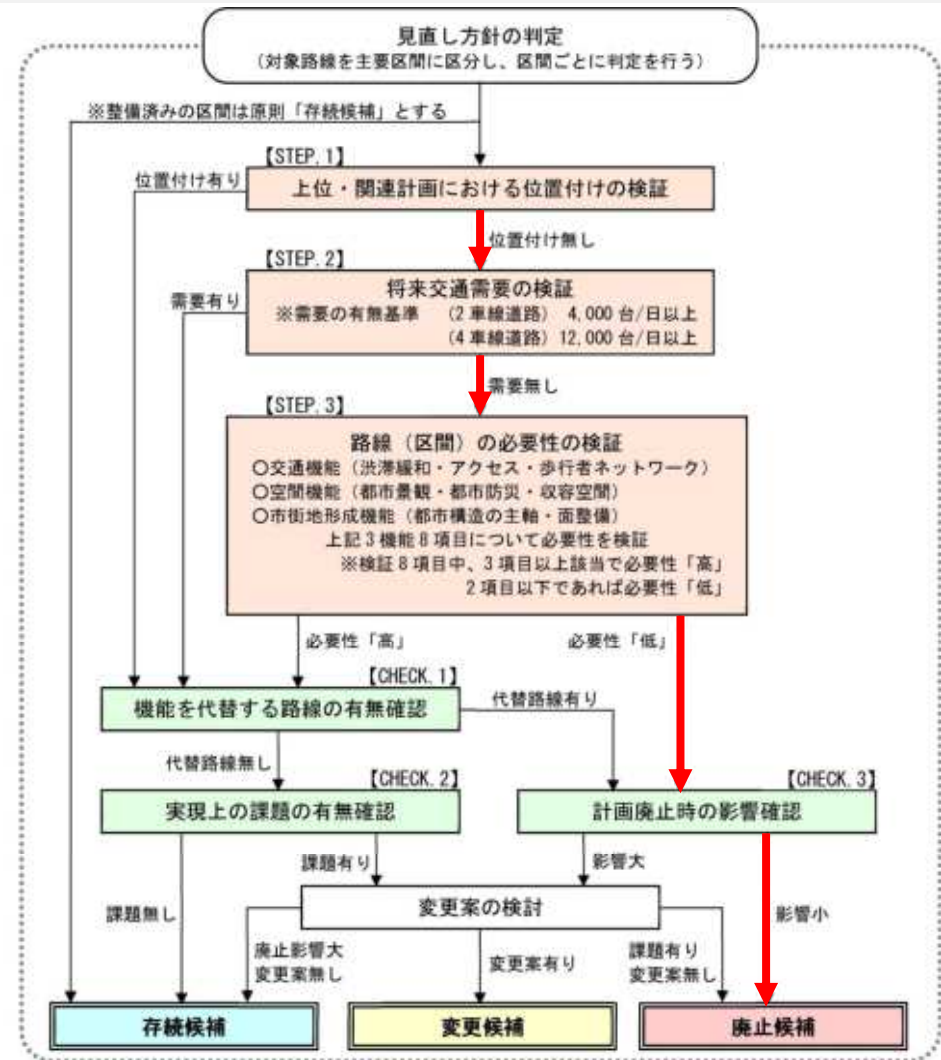
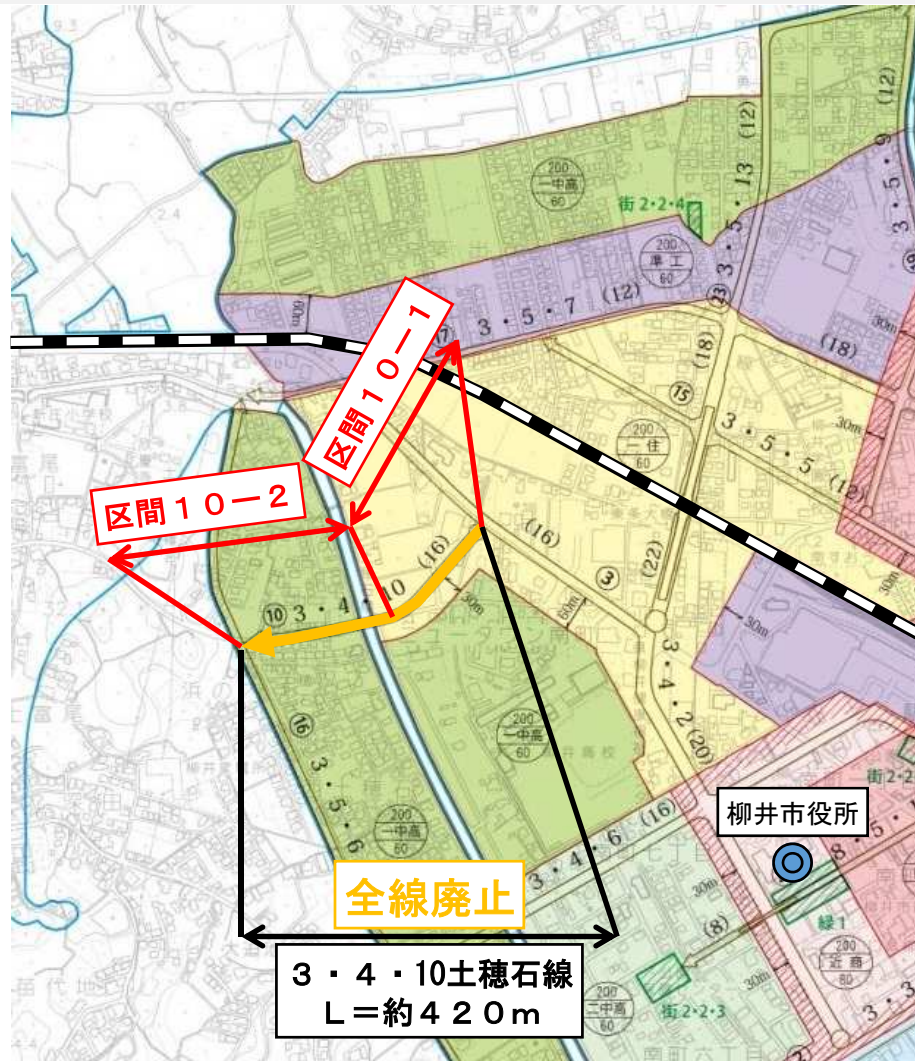




土穂石線 向地線 位置図

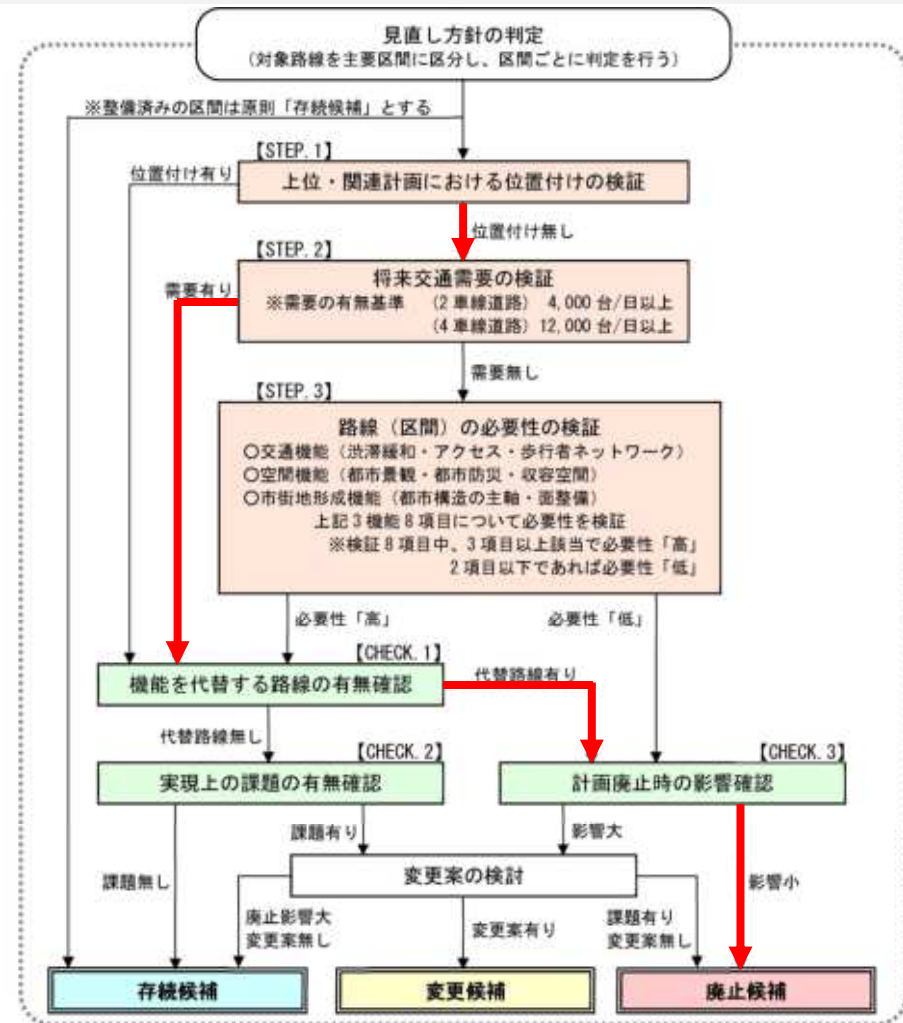
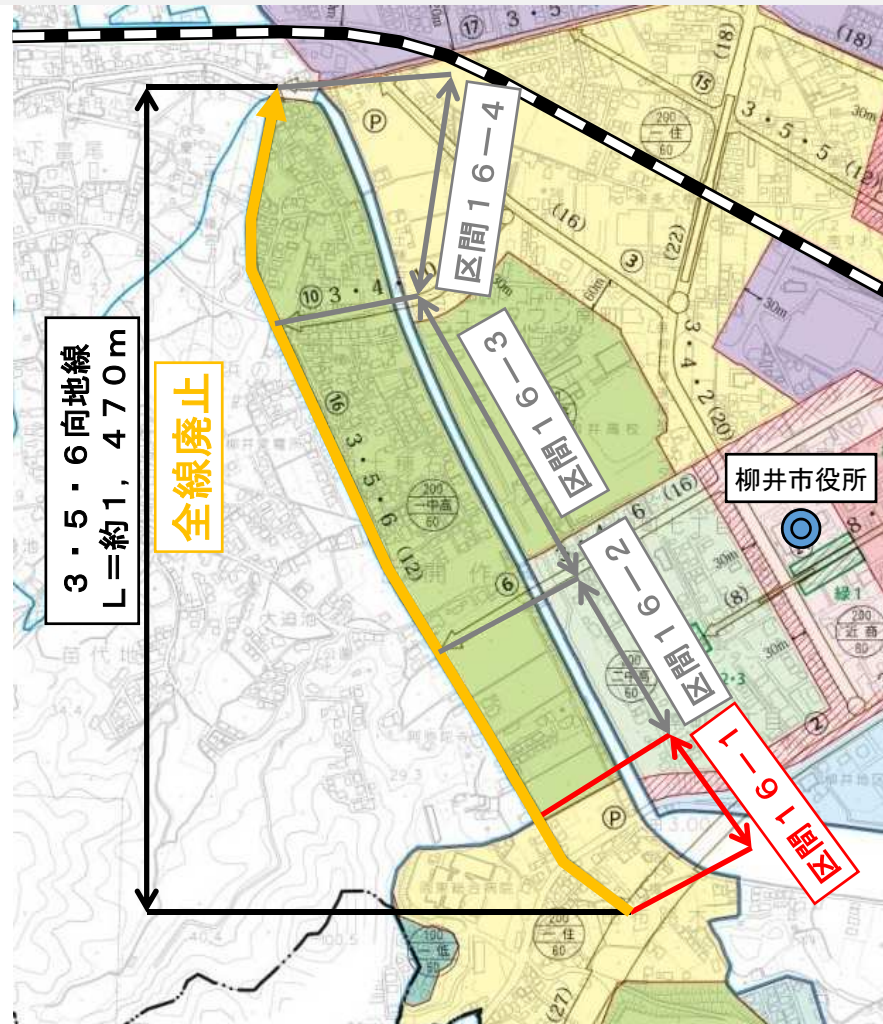


土穂石線【全線廃止】



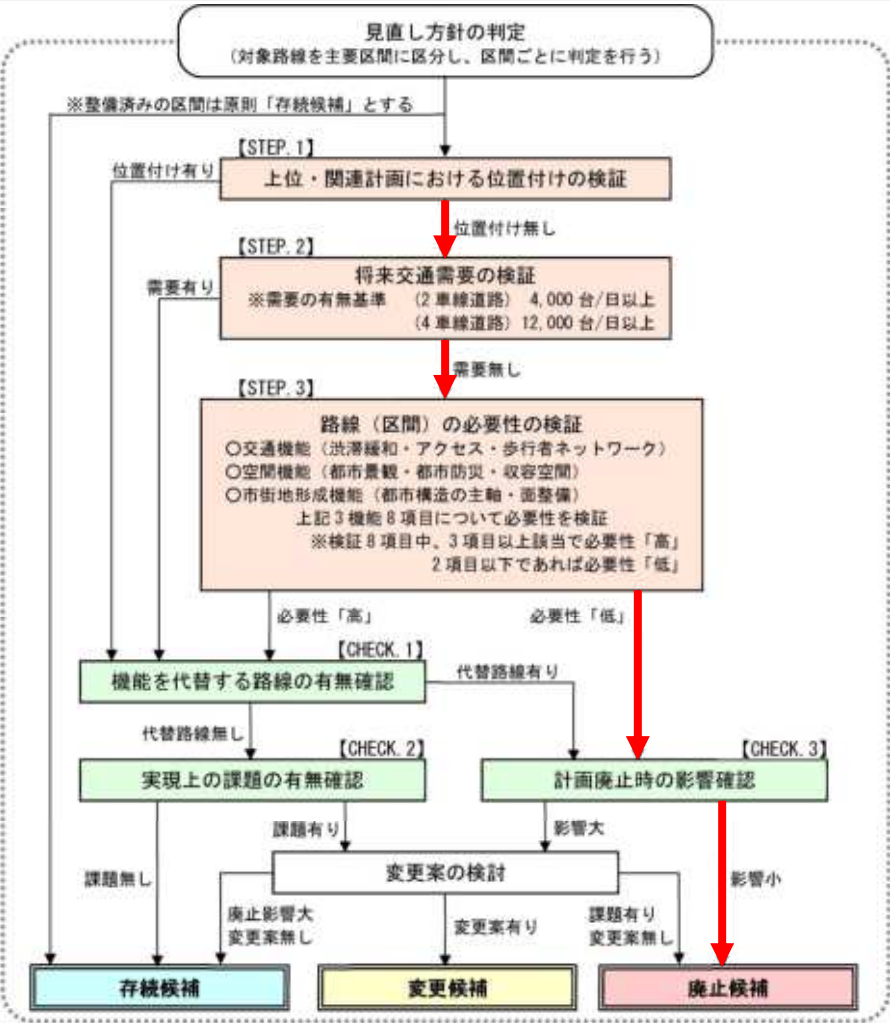
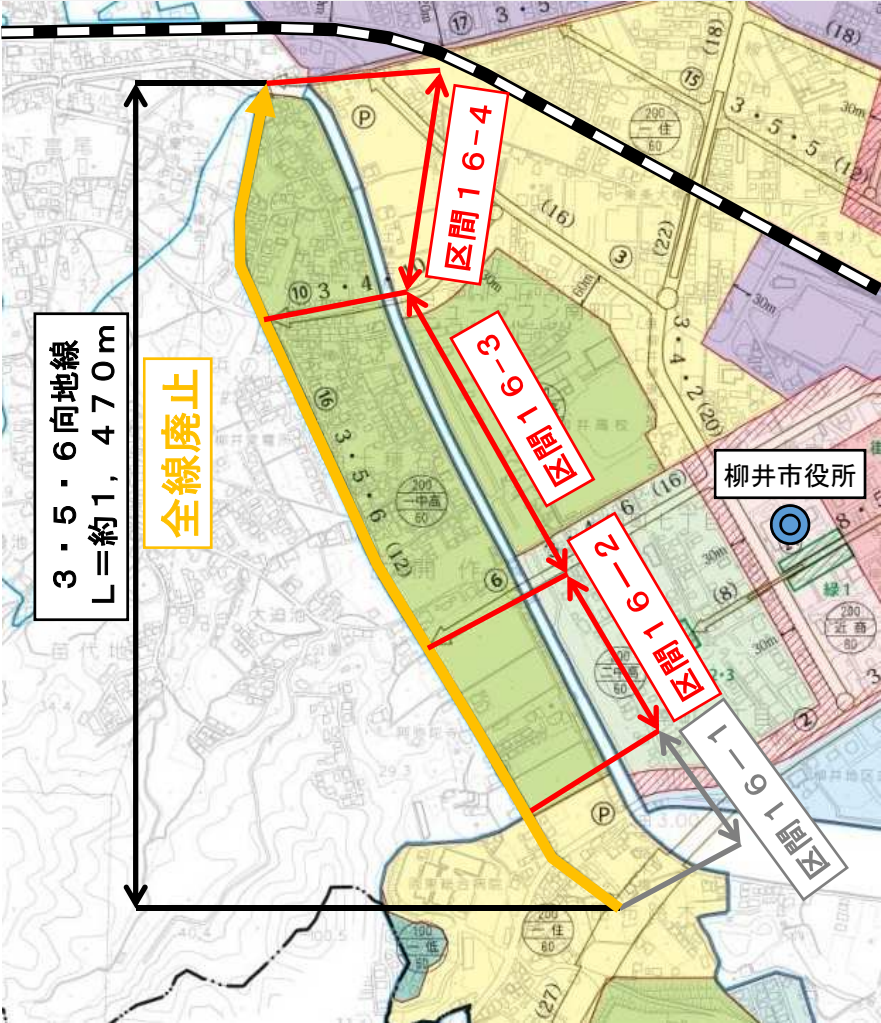
見直し対象路線（区間）の情報								STEP. 1	STEP. 2	STEP. 3（路線（区間）の必要性の検証）										CHECK. 1	CHECK. 2	CHECK. 3	判定・評価結果
番号	路線番号	路線名	区間	車線数	延長（m）	整備状況	現道有無	上位計画の位置付け	将来交通需要	交通機能			空間機能			市街地形成機能		〇数	必要性	機能代替路線の有無	実現上の課題の有無	計画廃止時の影響	
										渋滞緩和	アクセス	歩行者	都市景観	都市防災	収容空間	都市構造の主軸	面整備						
⑩	3・4・10	土 穂 石 線	10-1	2	210	未着手	無	無	無	—	—	—	—	—	—	—	0	低	無	無	小	廃止候補区間	
			10-2	2	210	未着手	1車線	無	無	無	—	—	—	—	○	—	—	1	低	無	無	小	廃止候補区間

向地線(区間 1 6 - 1)【全線廃止】



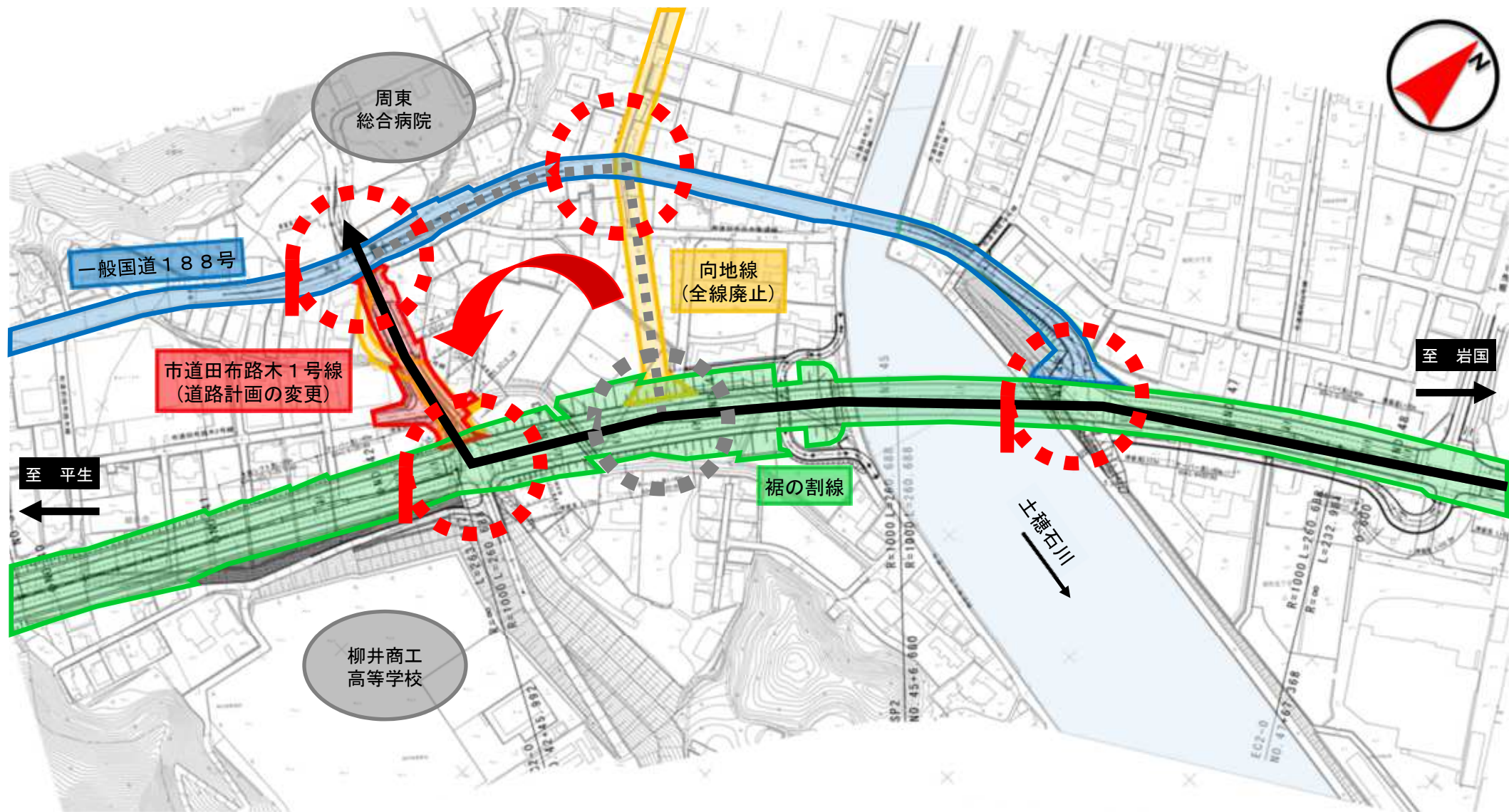
見直し対象路線（区間）の情報								STEP. 1	STEP. 2	STEP. 3（路線（区間）の必要性の検証）										CHECK. 1	CHECK. 2	CHECK. 3	判定・評価結果
番号	路線番号	路線名	区間	車線数	延長（m）	整備状況	現道有無	上位計画の位置付け	将来交通需要	交通機能			空間機能			市街地形成機能		○数	必要性	機能代替路線の有無	実現上の課題の有無	計画廃止時の影響	
										渋滞緩和	アクセス	歩行者	都市景観	都市防災	収容空間	都市構造の主軸	面整備						
⑩	356	向地線	16-1	2	120	未着手	無	無	有	—	○	—	—	—	—	—	—	1	低	有（並行路線）	無	小	廃止候補区間
			16-2	2	410	未着手 （一部整備済）	1車線	無	無	—	○	—	—	—	○	—	—	2	低	有（現道）	無	小	廃止候補区間
			16-3	2	560	未着手	無	無	無	—	○	—	—	○	—	—	—	2	低	無	有（支障家屋多）	小	廃止候補区間
			16-4	2	380	未着手	無	無	無	—	○	—	—	○	—	—	—	2	低	無	有（支障家屋多）	小	廃止候補区間

向地線(区間 16-2 ~ 16-4)【全線廃止】

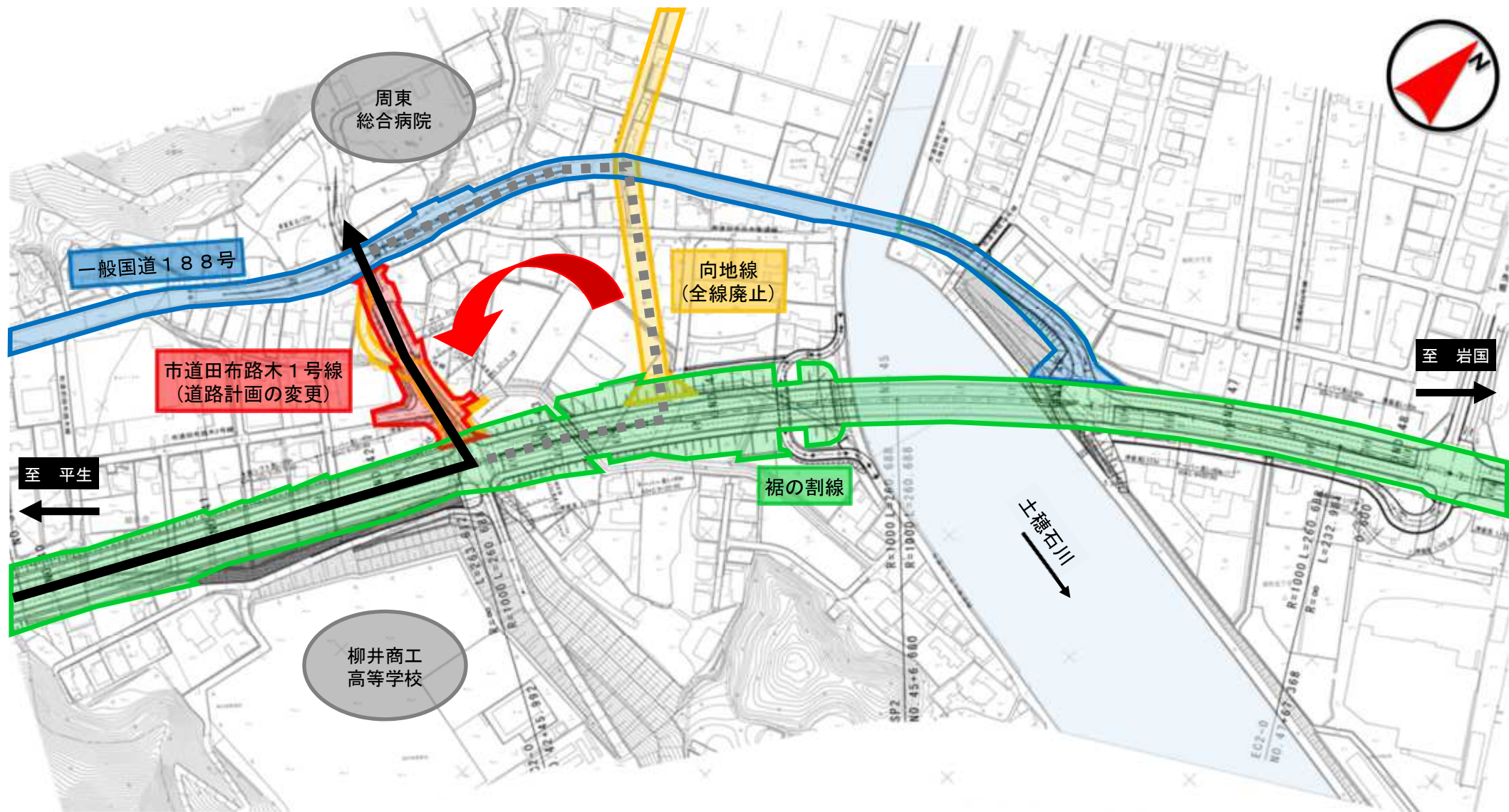


見直し対象路線（区間）の情報								STEP.1	STEP.2	STEP.3（路線（区間）の必要性の検証）								CHECK.1	CHECK.2	CHECK.3	判定・評価結果		
番号	路線番号	路線名	区間	車線数	延長（m）	整備状況	現道有無	上位計画の位置付け	将来交通需要	交通機能			空間機能			市街地形成機能		〇数	必要性	機能代替路線の有無		実現上の課題の有無	計画廃止時の影響
										沿道緩和	アクセス	歩行者	都市景観	都市防災	収容空間	都市構造の主軸	面整備						
図	356	向地線	16-1	2	120	未着手	無	無	有	—	○	—	—	—	—	—	—	1	低	有（並行路線）	無	小	廃止候補区間
			16-2	2	410	未着手 （一部改良済）	1車線	無	無	—	○	—	—	—	○	—	—	2	低	有（現道）	無	小	廃止候補区間
			16-3	2	560	未着手	無	無	無	—	○	—	—	—	○	—	—	2	低	無	有（支障家屋多）	小	廃止候補区間
			16-4	2	380	未着手	無	無	無	—	○	—	—	—	○	—	—	2	低	無	有（支障家屋多）	小	廃止候補区間

向地線(区間 1 6 - 1)【代替路線】



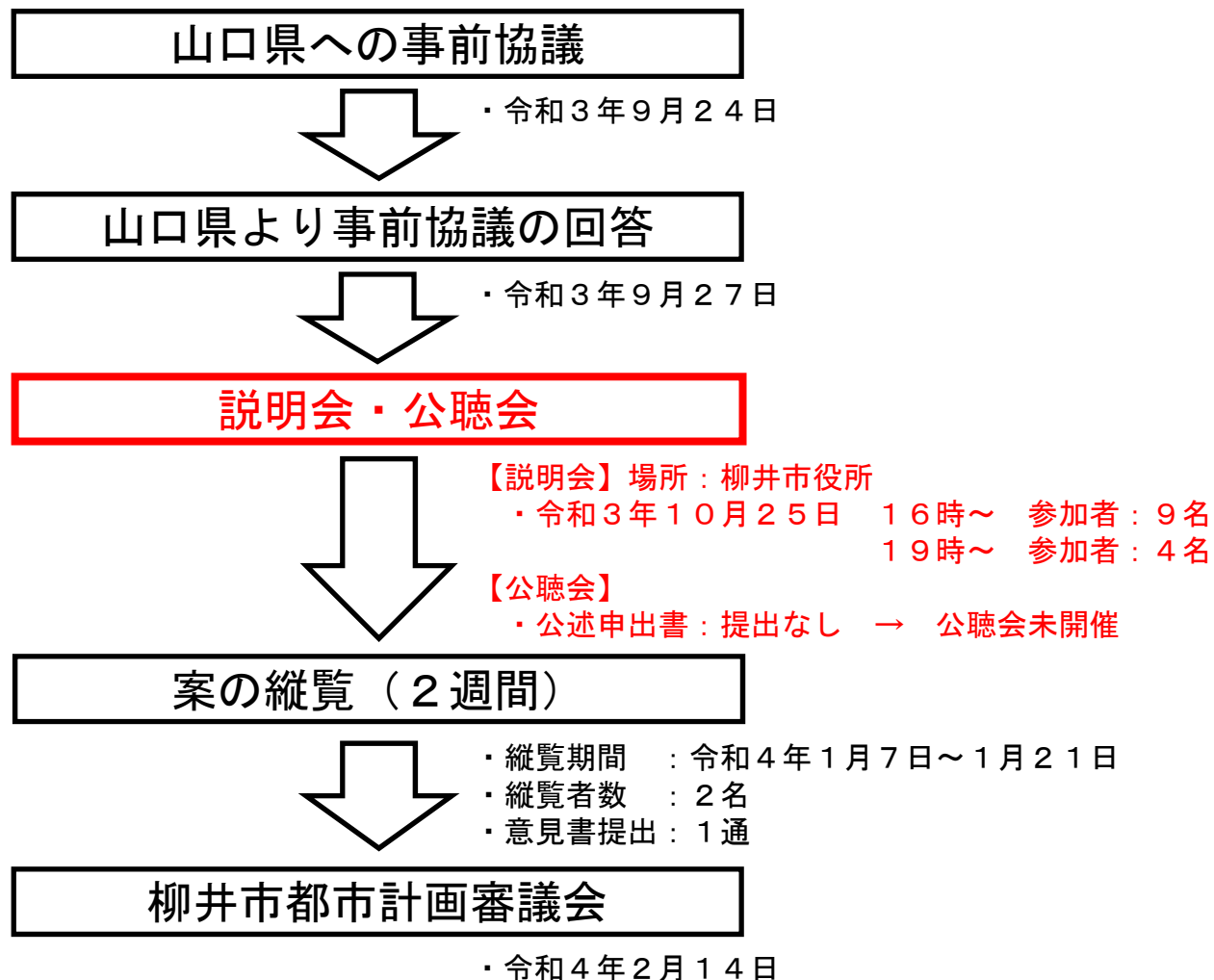
向地線(区間 1 6 - 1)【代替路線】



土穂石線 向地線 新旧対照表

旧 新	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
		番 号	路 線 名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
旧	幹線街路	3・4・10	土 穂 石 線	柳 井 市 古 開 作 字 西 東 條	柳 井 市 古 開 作 字 西 土 穂 石	柳 井 市 古 開 作	約 420m	地表式	2 車線	16.0m	幹線街路と平面交差 2 箇所	
新	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	全線廃止
旧	幹線街路	3・5・6	向 地 線	柳 井 市 伊 保 庄 字 東 田 布 路 木	柳 井 市 新 庄 字 土 穂 石	柳 井 市 古 開 作	約 1,470m	地表式	2 車線	12.0m	幹線街路と平面交差 4 箇所	
新	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	全線廃止

土穂石線 向地線 都市計画変更の手続の経緯



（裾の割線） 公述の要旨と県の考え方

■向地線の計画に関すること

公述の要旨

- ① 向地線の廃止について、住民への説明がなかった。
- ② 裾の割線と一般国道 188 号を接続する区間の向地線は、災害等により裾の割線が通行不能となった場合、迂回路として活用できることから、必要であると考ええる。
- ③ 向地線は必要であると考えるが、どのような考えで全線廃止としたか。

（裾の割線） 公述の要旨と県の考え方

■向地線の計画に関すること

県の考え方

- ① 向地線の廃止に関する住民への説明については、都市計画決定権者である柳井市において、まず「柳井市都市計画道路の見直し方針」を策定するにあたり、市民の意見を反映するため、令和3年7月8日から8月10日の期間中、パブリックコメントが実施されています。

次に、向地の廃止について、広く市民に周知するため、9月16日から22日の期間中、説明動画が柳井市のホームページに掲載されています。

さらに、10月25日に向地線廃止に関する都市計画説明会が開催されています。

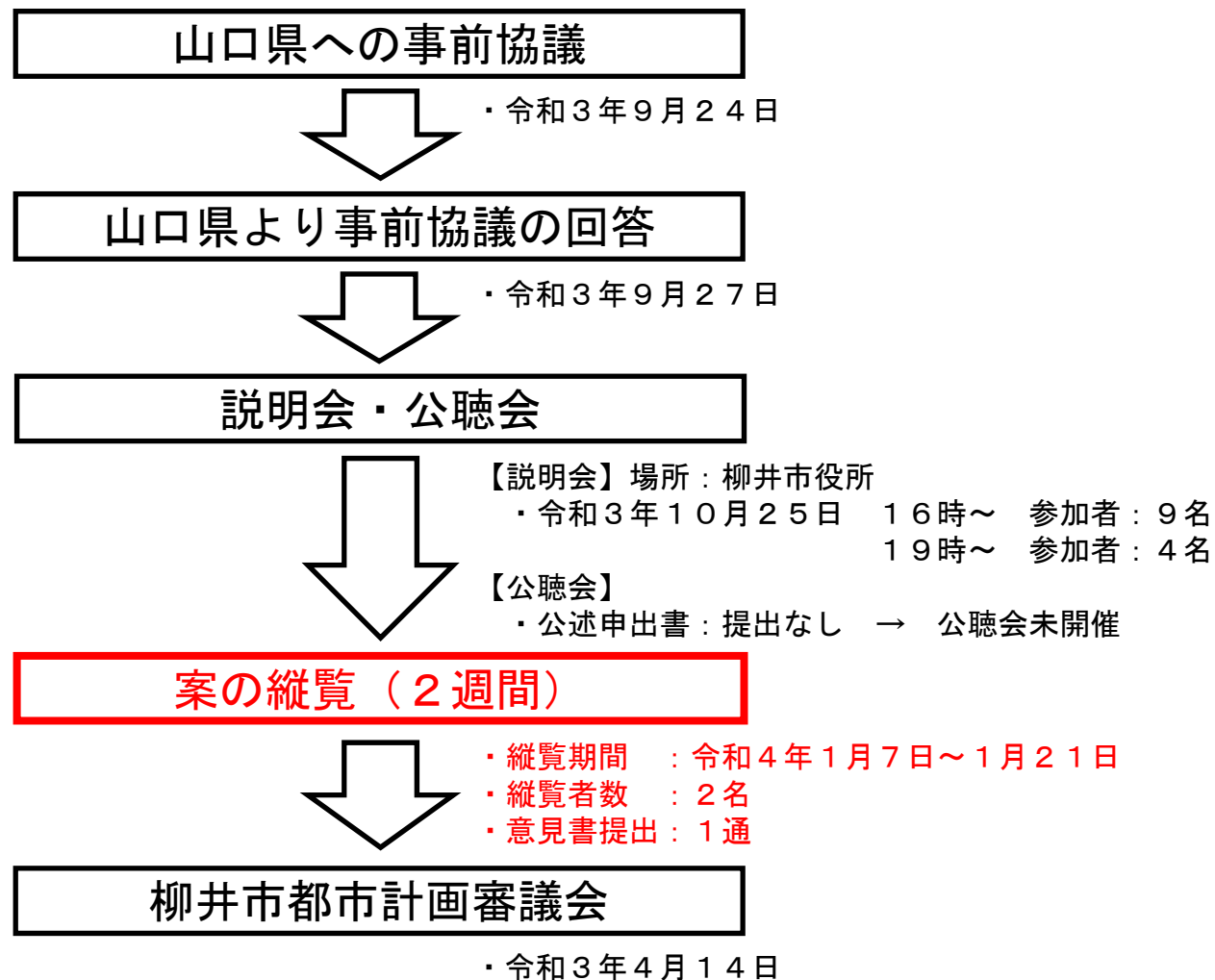
（裾の割線） 公述の要旨と県の考え方

■向地線の計画に関すること

公述の要旨

- ② 裾の割線と一般国道188号を接続する区間の向地線については、都市計画決定権者である柳井市が「柳井都市計画道路見直し方針」に基づき、当路線を評価した結果、整備する必要性が低いと判断され、廃止とする都市計画変更の手続きを進められています。
- ③ 向地線の廃止の理由については、都市計画決定権者である柳井市において縦覧中の「柳井都市計画道路の変更に係る都市計画図書」では、「本路線については未整備となっており、都市計画決定後63年の間に、周辺道路の整備や社会経済状況の変化により、交通機能を担う道路として本路線を整備する必要性は低下しています。」と示されています。

土穂石線 向地線 都市計画変更の手続の経緯



向地線 意見書の要旨と柳井市の考え方

■向地線の計画に関すること

意見書の要旨

- ① 向地線の全線廃止の判断は現有の向地線の区間の交通状況から判断したものであって、向地線 1 6 - 1 の区間は未着手の現況状況で判断され妥当性と信頼性に欠けています。
- ② 向地線 1 6 - 1 の区間が裾の割線と接続されれば交通需要は増え、災害時には裾の割線と一般国道 1 8 8 号との迂回路としても利用価値が高まります。
- ③ 市道田布路木 1 号線で接続される周東総合病院前と柳井商工高校入口付近の交差点は向地線 1 6 - 1 が建設されなかったら、交通渋滞は緩和されない。

向地線 意見書の要旨と柳井市の考え方

■向地線の計画に関すること

柳井市の考え方

- ① 向地線の全線廃止は、「柳井市都市計画道路見直し方針」において、平成22年度道路交通センサスの調査結果を基に、全ての都市計画道路を整備した場合と廃止区間候補を除き都市計画道路を整備した場合の将来交通量を推計し、その結果により判断しています。
- ② 全ての都市計画道路を整備した場合の向地線16-1の区間と、廃止候補区間を除いた都市計画道路の整備に加え市道田布路木1号線を整備した場合の当市道の将来交通量は同程度となることから、向地線を全線廃止し、向地線16-1の区間の代替路線として、周東総合病院及び柳井商工高等学校へのアクセス性に優れ、災害時の迂回路としても利用可能である市道田布路木1号線を整備することとしています。

向地線 意見書の要旨と柳井市の考え方

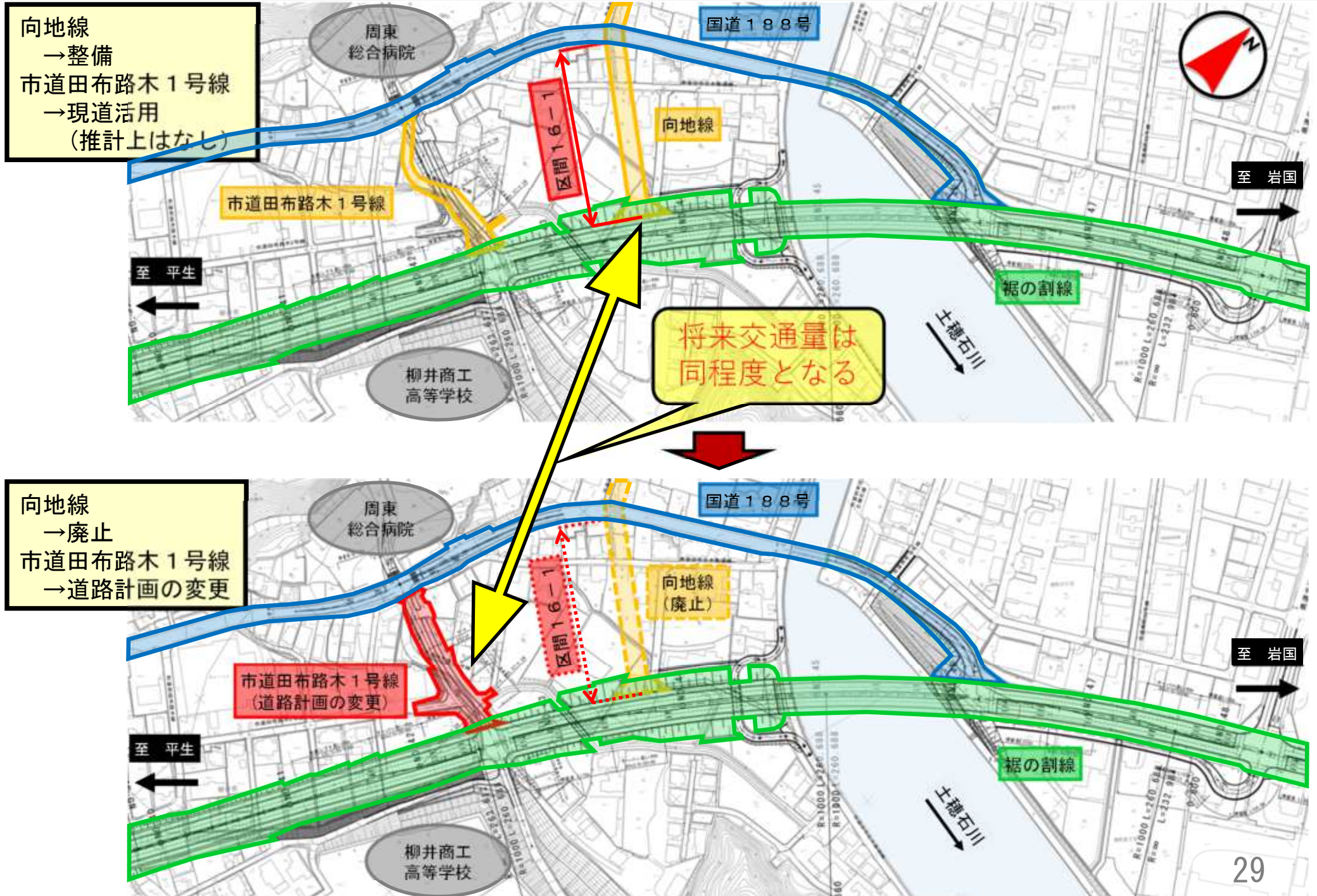
■向地線の計画に関すること

柳井市の考え方

- ③ 一般国道 188 号の周東総合病院前では、平成 27 年度道路交通センサスの現況交通量と廃止候補区間を除き都市計画道路を整備した場合の将来交通量を比較すると、約 1 / 3 に減少することから、向地線 16-1 の区間を廃止した場合においても、周東総合病院前の交差点の渋滞は緩和されると判断しています。

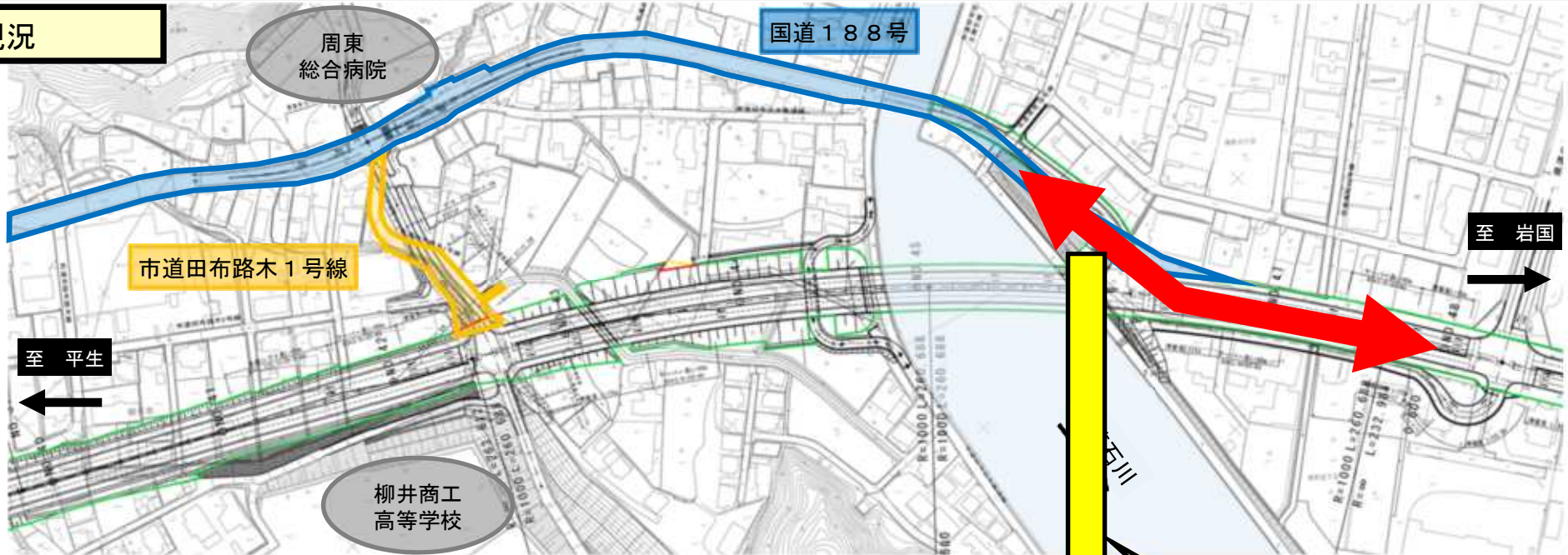
裾の割線の柳井商工高等学校入口付近では、全ての都市計画道路を整備した場合の向地線 16-1 の区間と、廃止候補区間を除いた都市計画道路の整備に加え市道田布路木 1 号線を整備した場合の当市道の将来交通量は同程度となることから、向地線 16-1 の区間を廃止した場合においても、柳井商工高等学校入口付近の交差点への影響はないと判断しています。

向地線 意見書の要旨と柳井市の考え方



向地線 意見書の要旨と柳井市の考え方

現況



向地線
→ 廃止
市道田布路木1号線
→ 道路計画の変更

